

高齢者いきいき活動講座

【笑いと健康体操】AKB体操

時10月5日～26日の毎週水曜日午後2時～4時(全4回)

【水彩・顔彩入門】

時10月6日～11月17日の木曜日午前10時～正午(全6回)

◇共通◇

所社会福祉協議会市内在任のおおむね60歳以上の方定各15人(多数抽選)

高齢者のためのスマホ入門講座

時9月22日(木)、29日(木)①午後1時～2時30分または

白寿・100歳の方に長寿をお祝いする品を贈呈

高齢者の方の長寿をお祝いし、令和4年9月1日現在、白寿(99歳)、100歳の方に、記念品を9月中にお送りします。

問介護福祉課高齢福祉係 ☎042-387-9843

Table with 2 columns: Course (月曜3回, 火曜3回, 水曜3回, 金曜3回) and Dates (9/12~9/26, 9/13~9/27, 9/21~10/5, 9/16~9/30)

※火曜・水曜日は午前10時～正午。月曜・金曜日は午後1時30分～3時30分

②午後3時～4時30分(全2回) 所中町桜並集会所講佐藤弥子さん(シニアアートアドバイザー)

シルバー人材センター マンツーマン 無料Zoom教室

シルバークラスセンター マンツーマン 無料Zoom教室

東町会議室(東町4-38-26) トーケンプラザ2階

以上の市内在任の方定各回4人(多数抽選) 他最少開催人数各コース2人

生活にお困りのときは生活保護制度

病気やけが、さまざまな障がい等のために生活に困っている人に、生活保護法に基づき最低生活の保障と、自分の力または他の方法で再び生活できるようにするまでの間、自立の手助けをします。

生活保護は、その世帯の収入が国で定める最低生活費を下回る場合に、その不足分を保証する制度です。

働いて得た給料、年金、各種手当、仕送りなどを合計してもなお、最低生活費に満たない場合、その不足分が保護費として支給されます。

一人でも思い悩むより、早めにご相談ください。

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方へ自動車のカンニング代を助成

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方が生活のために使用する、自動車のカンニングの一部を助成しています。

が障がいのある方のためには運転する場合は個別等級で体幹または下肢障がい1～3級、視覚障がい1・2級、内部障がい1級の方、愛の手帳1・2度の方

生活にお困りのときは生活保護制度

生活にお困りのときは生活保護制度

生活にお困りのときは生活保護制度

生活にお困りのときは生活保護制度

生活にお困りのときは生活保護制度

生活にお困りのときは生活保護制度

生活にお困りのときは生活保護制度

休場日を除く午前10時～午後5時、プレーパーク事業について

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター

(全5回) 対令和元年11月～2年10月生まれの子どもの保護者定6組(多数抽選)

子ども家庭支援センター

幼児教育・保育の無償化施設等利用費の請求を受け付けます

無償化の対象となる施設の利用料(令和4年4月～9月)について、施設等利用費の請求を受け付けます。

請求書が利用している施設から配布されない場合は、市ホームページの案内をご覧ください。

有効期間の始期が10月1日以降となっている義務教育就学児医療費助成の医療証の素材を紙から石灰石由来のものに変更します。

医療証の素材を変更

義務教育就学児医療費助成制度

義務教育就学児医療費助成制度

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター